

発議案第4号

保育所等の職員配置基準改善等を求める意見書について

地方自治法第99条の規定に基づき、政府関係機関に対し、保育所等の職員配置基準の改善、保育士等の職員の処遇改善等を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和5年12月15日提出

提出者 北上市議会教育民生常任委員会  
委員長 小原享子

提案理由

保育所等の職員配置基準の改善、保育士等の職員の処遇改善等を求めるため、国及び政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものである。

## 保育所等の職員配置基準改善等を求める意見書

近年、公立・私立に関わらず保育所等において、子供の尊い命が失われる事態が発生しており、もはや子供の命と安全が危機的な状況にあると言わざるを得ません。保育所等では重大事故に対しさまざまな対策を講じていますが、潜在的な要因は保育士や事務職員等の人員不足が原因であると現場では認識されています。

保育所等利用待機児童が社会問題化し保育施設が急増した一方で、保育士等の人員不足は改善されていません。その要因は業務量に比べて処遇が低いことにあり、人員不足は一層深刻化しています。

また、現在の保育所等の職員配置基準では、危険なことがないか、子供の体調が悪くないか子供一人一人に意識を向けて対応することが難しく、最近ではアレルギー対応、支援が必要な子供も増えてきており、保育士1人に対する精神的負担、肉体的負担も大きくなっています。

市内の学童保育所においても、賃金が低いことから職員が集まらず、人員の確保に苦慮している状況があり、放課後児童支援員の処遇改善の取り組みも必要です。

日本の保育施設の職員配置基準は長い間見直しがされておらず、OECD先進国の職員配置基準と比べると大きく下回っています。痛ましい事故を未然に防ぎ、安全安心な保育環境を提供するためには職員配置基準の改善が必要であるとともに、保育士の処遇の改善を速やかに実施する必要があります。

よって、国及び政府関係機関に対し、保育施設の職員配置基準を改善するとともに、保育士等の職員の処遇を改善するため、次の事項を実現するよう強く求めます。

### 記

- 1 保育施設の保育士配置基準をOECD先進国並みの配置基準に改善すること。
- 2 保育施設、放課後児童クラブで働く職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置するとともに、正規職員として就労を希望する非正規職員の正規化及び会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じること。
- 3 保育施設、放課後児童クラブで働く職員の人員確保策を迅速に策定、実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和5年12月15日

岩手県北上市議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣

(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)